

松江市告示第 482 号

下記の者は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 34 条第 2 項の調査を行ったところ、その住所に居住しておらず、また現在の居所も不明であるため、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 12 条第 1 項の規定により、職権により住民票を消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

ただし、本人から引き続き居住している旨の申出があったときは、再調査のうえ住民票を回復する。

令和 6 年 11 月 11 日

松江市長 上 定 昭 仁



記

住 所	氏 名
松江市千鳥町 26 番地 1	鐘築 秋玉